

三原市立木原小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）13 条により、木原小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止を目的に策定した。

第 13 条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 国の基本方針について

いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。
- 国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要であると考えている。

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5 いじめ防止についての基本的な方向

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の

観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 組織の設置について

(1) 組織設置の目的

推進法 22 条に基づき、校内におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等の関する措置を実効的に行うため、校内に「いじめ防止校内委員会」を設置するものである。

(2) 構成員

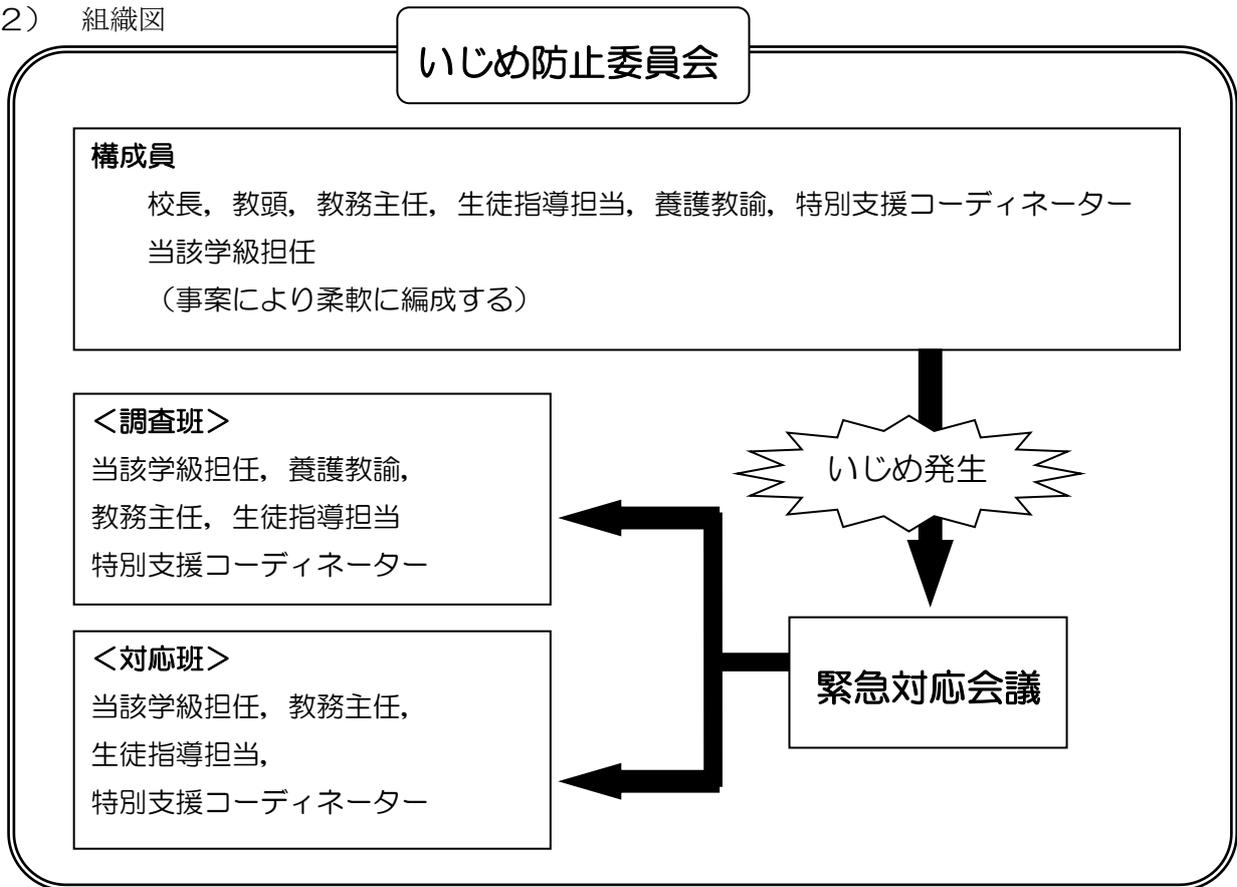
校長，教頭，教務主任，生徒指導担当者，養護教諭，特別支援コーディネーター
当該学級担任等

*その他必要に応じ，三原市教育委員会，三原警察，医療関係者，児童相談所，人権擁護
委員会，弁護士等必要に応じて参画を要請する。

(3) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録，共有，記録保存・引き継ぎを行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催，いじめ情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，いじめかどうかの判断，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等組織対応の中核としての役割
- ⑤ いじめ防止の取組の検証を担う役割

(2) 組織図



※ 定例のいじめ防止委員会は，月に1回程度開催する。

※ いじめ事案の発生時には，緊急対応会議を開催し，事案に応じて調査班や対応班等を編成し，対応する。

※ いじめ防止委員会での内容や事案に応じた対応については、暮会等で報告し、周知徹底させる。

7 生徒指導体制、教育相談体制について

生徒指導体制については、生徒指導担当を中心に組織し、管理職の指導の下全職員で関わり、組織的に対応する。

教育相談体制については、相談担当者を窓口で情報を収集し、いじめ防止委員会で検討し、組織的に対応する。

8 いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 未然防止のための取組

①わかる授業づくりの推進

基礎・基本の定着（木原タイム等の活用）

組織的な授業改善の推進（授業公開、全体研修）

②学習規律の定着

「学びの合い言葉」の意識化

③学び合い高まり合う集団づくり

生活指導の三機能を生かした授業づくりや教育活動を通し、自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係の育成を図り、学び合い高まり合う集団をつくる。

④道徳・特別活動の充実

居場所づくり、絆づくりを通して自己有用感の育成を行うと共に、生命尊重、お互いを思いやる心の育成、自己指導力の育成等を計画的に行う。

⑤始業式・終業式、学級活動等での指導

いじめについて触れることを通し、いじめを許さない雰囲気や風土を醸成する。

⑥学級活動等の時間を使い、クロームブック利用時などのネットの危険やモラルについて指導を行う。

⑦日常的な行動観察や定期的なアンケートの実施

⑧校長面談の実施

⑨S Cによる全員面談

(2) 早期発見の取組

①定期的なアンケートの実施（学期に1回）

ネットに関する内容も項目に入れる。

②相談体制の充実

「相談窓口」の周知（学校・学級便り等）

③日常的な会話やチェックシートによる兆候や危険信号のキャッチと情報の共有化

(3) いじめへの対処について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導に当たっては、教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、以下のように対応する。

① いじめの発見・通報を受けたとき

- ・相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。その際いじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・組織的に速やかに関係児童より事情を聴取し、その結果を三原市教育委員会に報告する。
- ・必要に応じて警察等と連携し、対応する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・いじめられた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるとともに、プライバシーには十分留意して対応する。
- ・家庭訪問等により迅速に事実を伝える。
- ・いじめられた児童に寄り添い支えられる体制をつくる。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は組織的にいじめをやめさせ、その再発防止に努める。
- ・事実関係を保護者に速やかに伝え、保護者の理解や協力を得た上で、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・児童のプライバシーに十分配慮し指導していく。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・自分の問題としてとらえさせ、同調はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・集団の一員として、お互いを尊重し認めある人間関係の構築に向け集団づくりを行う。

* ネット上のいじめへの対応については、警察や法務局等との連携を図り、情報発信の停止や情報の削除を行う等の対応を行う。

(4) 重大事態への対処について

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合 等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ① 重大事態が発生した旨を、三原市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織(緊急いじめ対策委員会)を設置する。
- ③ 緊急いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ⑤ 事案によっては、マスコミ対応も必要となる場合もある。その時には、対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(5) 基本方針や取組についての検証・修正等について

- ①いじめ防止委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- ②いじめ防止委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

9 教職員の資質能力向上について

年間計画に基づき、計画的な研修を行う。

- ・基本方針及び基本認識の確認
- ・予防及び対応方法の確認
- ・具体的な指導方法のあり方
- ・事例研究

10 関係機関との連携について

- ・警察や児童相談所との定期的な連携を行う。
- ・講師として招き、専門的見地から児童への指導を行ってもらう。

11 地域や家庭との連携について

- ・保護者アンケートをもとにした連携
- ・児童民生委員・主任児童委員，町内会長，交通指導員との連携
- ・学校評議員，学校評価委員との連携

12 保護者，児童生徒の代表，地域住民などが参加した取組について

- ・定期・臨時等での総会の場を活用して
- ・教育講演会で

13 外部講師等の活用

- ・校内研修時の活用

14 その他